平成２１年（フ）第１２５５号
北九州市八幡西区下上津役４丁目16番20―101号
債務者　玉江　弘樹
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２６３号
北九州市門司区奥田３丁目１番13―202号
債務者　永野　有弓
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１００８号
熊本県宇城市三角町波多868番地古氷団地２―50
債務者　森　　富雄
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０２１号
熊本市長嶺東５丁目21番１号
債務者　犬童　文子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２３４号
福島県いわき市東田町１丁目21番地の８　カムリイン東田Ⅰ　201、前住所福島県いわき市勿来町関田西２丁目２番地の７　ブローテ202
債務者　西山　一広
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２４２号
福島県いわき市常磐関船町古宿107番地　レオパレス古宿104
債務者　吉岡　智史
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２５４号
福島県双葉郡川内村大字上川内字小山平８番地
債務者　新田　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１２１号
長野県飯田市松尾城5071番地１
債務者　湯澤　義則
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１１号
青森県弘前市大字金属町６番地６
債務者　皆川　徳行
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１８０号
青森県弘前市大字青女子字桜苅317番地
債務者　竹浪　　敦
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２８２号
青森県弘前市大字百沢字笹平８番地35
債務者　三上　秀勝
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２８３号
青森県弘前市大字百沢字笹平８番地35
債務者　三上　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２８４号
青森県弘前市大字百沢字笹平８番地35
債務者　三上　　均
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２９１号
青森県弘前市大字松原西３丁目１番地６　サンリオ松原102号
債務者　大高　美和
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２９７号
青森県弘前市大字青山３丁目14番地１
債務者　原田　陽介
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２９９号
青森県黒石市青山134番地13
債務者　雪田まり子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３１２号
青森県弘前市大字石川字村元92番地
債務者　竹村　好昭
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　青森地方裁判所弘前支部